

令和2年第1回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

金澤孝司

押印掲載
を省略

1 日時 令和2年 1月 22日(水) 15時00分～ 16時50分

2 開催場所 仙台市役所本庁舎2階 第三委員会室

3 出席委員

蘆立 順美 委員

有川 智 委員

金澤 孝司 委員

高橋 千佳 委員

田中 康治 委員

(50音順 敬称略)

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局次長

吉田 広志

財政局 財政部 契約課長

大泉 新一

財政局 財政部 契約課 主幹兼工事契約係長

大場 剛典

財政局 財政部 契約課 管理係長

岡部 圭子

都市整備局 参事兼技術管理室長

太田 進

都市整備局 技術管理室 技術企画係長

佐々木 健雄

水道局 総務部 企画財務課長

吉田 勝彦

水道局 総務部 企画財務課 契約係長

根本 大助

水道局 給水部 計画課 技術管理係長

瀬良 利明

水道局 給水部 南管路整備課長

相澤 正徳

水道局 給水部 南管路整備課 工事第一係長

熊谷 善弘

交通局 総務部 財務課 主幹兼契約管財係長

千葉 和宏

交通局 鉄道技術部 施設課長

齋藤 善高

交通局 鉄道技術部 電気課長

黒須 潔

ガス局 総務部 財務課長

小松 淳

ガス局 総務部 財務課 契約係長

後藤 敏哉

ガス局 製造供給部 建設課長

加藤 弘道

ガス局 製造供給部 建設課 建設第二係長

古山 秀樹

5 会議の経過

【1】 開会

- (1) 委嘱状交付
- (2) 財政局次長挨拶

【2】 委員長の選出ほか

- (1) 委員長の選出
委員互選により、次の通り委員長を決定した。
委員長： 有川 智 委員
- (2) 委員長職務代理者の決定
有川委員長の指名により、次の通り委員長職務代理者を決定した。
委員長職務代理者： 蘆立 順美 委員

【3】 議事の経過及び内容

進行： 有川 智 委員長
会議録署名委員： 金澤 孝司 委員

- (1) 工事に係る入札及び契約手続の運用状況について
事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P1)、「入札方式別発注工事一
覧表」(資料 P2～30) 及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P31) に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約の 状況	事務局	今回の報告は、令和元年7月1日～令和元年9月30日に契約した、予定 価格1,000万円以上の工事案件が対象である。 総契約件数は287件である。昨年同期は341件であり、総契約件数として は54件減少している。主な理由としては、昨年多かった東部地区の避難道 路の舗装工事及び学校の改修工事がなくなったこと、また、大型案件などで 4月から6月にかけて早期発注を行ったことにより、その後の契約件数が減 少したものと考えている。 特例政令適用一般競争入札の対象はなく、0件である。 制限付き一般競争入札は278件で、内訳は市長部局192件、水道局56件、 交通局18件、ガス局12件である。 指名競争入札は2件で、内訳は市長部局1件、水道局1件である。

		<p>随意契約は7件で、内訳は市長部局3件、水道局2件、交通局1件、ガス局1件である。</p> <p>(資料 P. 1～P. 30 参照)</p>
指名停止の運用状況	事務局	<p>今回の報告に係る期間（令和元年10月1日～令和元年12月31日）における指名停止案件は3件、3社である。</p> <p>No.1は、(株)東北電送設備である。指名停止事由は、本市発注の仙台市陸上競技場バリアフリー改修等電気設備工事において、入札参加資格の施工実績に関する条件を満たさず実績がないにもかかわらず、入札に参加し、落札候補者となった後、辞退したものである。</p> <p>これは、指名停止要綱に定める措置要件の「不正又は不誠実な行為」に該当することから、指名停止期間を1ヶ月としたものである。</p> <p>No.2は、新東総業(株)である。指名停止事由は、石巻市発注の石巻工業港運河線道路整備工事及び宮城県発注の門脇道路改築工事において、建設業法第26条第1項に違反し、資格要件を満たさない者を技術者として配置したことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、建設業法第28条第1項に基づく指示処分を宮城県知事から受けたものである。</p> <p>これは、指名停止要綱に定める措置要件の「建設業法違反」に該当することから指名停止期間を1ヶ月としたものである。</p> <p>No.3は、(株)ユダテクニカである。指名停止事由は、本市発注の仙台市泉区役所監視カメラ設備改修工事において、提出書類に記載された本店所在地が、建設業法で定める営業所要件の実態がなく、多賀城市内にある事務所が、常時請負契約を締結する事務所であることが確認された。この状況は、本案件の入札参加資格の事務所の所在地等に関する条件である「仙台市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者のうち、仙台市内に本店を有する者であること。」を満たさないものである。</p> <p>これは、指名停止要綱に定める措置要件の「虚偽記載」に該当することから指名停止期間を1ヶ月としたものである。</p> <p>(資料 P. 31 参照)</p>
入札参加資格の施工実績について	委員	No.1の案件について、(株)東北電送設備は、入札参加資格の施工実績に関する条件を満たさず実績がなかったとのことだが、満たさなかった条件とは具体的にどのようなことなのか。
	事務局	施工実績として、工事の内容が類似している新築、増築または改築工事の高圧受変電設備を含む電気設備工事としていた案件であるが、その条件を満たさなかったものである。
資格を満たさない技術者のチェックについて	委員	No.2の案件について、新東総業(株)は、資格要件を満たさない者を技術者として配置したとのことだが、これは工事開始前の事前チェックの段階で判明したということか。

	事務局	<p>この案件は、宮城県が指名停止にしたものである。指名停止を行った際には関係機関で情報共有する仕組みがあるが、この案件において建設業法違反が判明した経緯については記載がなく、確認できない。</p> <p>本市では、建設業法違反で同様の処分を行う前提として、建設業法の資格を満たすか否かについて、入札を行う都度資格審査を行うこととしている。実際に配置可能な技術者であることを資料で確認するなど厳重な審査を実施している。このため、仙台市本庁発注工事では、違反がある場合は事前に分かるようになっている。</p>
事業所の虚偽記載の扱いについて	委員	<p>No.3の案件について、(株)ユダテクニカは、書類上は仙台市に本店があることになっていたが実態はなく、建設業法における事業所の虚偽記載があったとのことだが、本店所在地について修正を行うのか。</p>
	事務局	<p>対象の業者は、本市の業者登録を行う際に宮城県からの建設業許可を得ていることの確認はできており、登録時に提出された書類に記載された本店所在地も仙台市泉区内とされていた。</p> <p>建設業法に定める営業所の要件としては、契約の見積り及び入札請負契約等にかかる実態的な行為を行う場所とされている。処分業者が業者登録時に示した本店は、それらの実態的な行為を行う場所として運営されていないことが現地調査及び経営者からのヒアリングにおいて判明し、多賀城市にある事務所が当該事務を行っていたことが確認された。</p> <p>これらのことから建設業許可権者である宮城県への報告を行うとともに指名停止処分としたものである。</p> <p>宮城県では、当該事業者にヒアリングを行い、本店所在地修正を行うよう指導していると伺っているが、本市には本店所在地変更を行った旨の競争入札参加資格登録変更届はまだ提出されていない。</p>

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

- 1) 事務局より、今回審議対象となる 287 件の工事のうち、高橋委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事抽出事案」10 件を報告。(詳細は資料 P. 32 参照)
- 2) 委員会により、1)の 10 件のうち本日審議する事案として以下の 6 事案を選定。

【選定事案】

◆制限付き一般競争入札

- ②(市)土橋通半子町線舗装改修工事 (高橋委員抽出)
- ④(市)鶴ヶ谷 116 号線舗装改修工事その 2 (高橋委員抽出)
- ⑥管整第 2019-40 号 口径 400 耗 福田町一丁目(福田橋)地内配水本管更新工事 (田中委員抽出)

⑦地下鉄南北線仙台駅居室系エアーハンドリングユニット更新工事
(高橋委員抽出)

⑧茂庭字大堤地内ガス中圧管バルブ更新工事 (蘆立委員抽出)

◆指名競争入札

⑨(市)南小泉三丁目 1 号線側溝整備工事(その 2) (金澤委員抽出)

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「②(市)土橋通半子町線舗装改修工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、土橋通半子町線の舗装の改修工事である。工事概要としては、路面切削工、舗装打換え工、舗装版クラック舗装工、オーバーレイ工、側溝工及び区画線工などの道路舗装工事一式である。</p> <p>入札方式は、制限付き一般競争入札で総合評価方式簡易型 I 型（地域実績型）適用とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、建設業許可の区分を「特定及び一般」、所在地要件は、過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に「本店」を有すること、格付評点は、工事規模等から舗装工事の格付評点が 600 点以上、施工実績としては、元請として平成 16 年以降に完成した道路舗装工事としたほか、配置予定技術者の条件等を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 5 社で、5 社での郵便による入札を実施した。開札の結果、総額判断基準価格を下回った入札が 3 社あったものの失格基準価格を下回る入札ではなく、最も評価値の高いやまびこ工業(株)を落札候補者とした。</p> <p>技術資料等の審査を経て、後日開催の総合評価委員会において、上記落札候補者を落札者と決定した。</p> <p>(詳細は資料 P. 36～39 及び P. 67 参照)</p>
高精度の見積りが可能な案件か否かについて	委員	道路の舗装改修工事は、従来からの説明では精度の高い見積りが可能ということだったと思うが、この事案もそう考えて良いのか。
	事務局	その通りである。業者が積算するにあたり、市販のソフトを使用することで、極めて精度の高い見積価格を算出できる工事内容である。
入札参加業者の見積積算ソフトの使用状況について	委員	市販のソフトを使用した積算により、1 円単位までの精度の高い見積価格の算定が可能ということで、入札に参加した 5 社のうちの 3 社の入札価格が同一なのは理解できる。残る 2 社は、違う市販のソフトを使用したと考えると良いのか。
	事務局	入札価格が違う理由として、例えば、算定額が百円ないしは千円単位程度までの違いであれば、違うソフトを使用した可能性は考えられる。

		<p>しかし、この事案では、その金額差を大きく超えたものとなっているのでソフトの違いとは考えがたい。</p> <p>あくまで推測になるが、要件の読み間違いなどがあったのかも知れない。</p>
一部の業者の入札価格と総額判断基準価格が同額となった理由について	委員	入札者のうち、若葉建設㈱の入札価格と総額判断基準価格が完全に一致している訳だが、これはどうしたら可能になるのか。
	事務局	<p>これまでに公開された過去の関連工事の受注実績を基に経費等を正確に積み上げることで、確度の高い総額判断基準価格を推測し、積算することは可能である。</p> <p>本市では、総額判断基準価格等の基準を具体的に公表しており、それを活用することで確度の高い金額を算出したものと考えられる。</p>
複数業者の入札価格と失格基準各費目を合計した金額が同額になったことについて	委員	入札価格が同額となった3社は、入札額が失格基準価格の各項目を合計したものと一致していたのか。
	事務局	その通りである。失格基準の純工事費、現場管理費及び一般管理費等を合計した額と入札額が同額である。
	委員	今までの説明を含めて、3社の入札価格が同額となったのは、各社がこの事案をなんとか落札したいという強い希望を持っていたと考えて良いか。
	事務局	3社の強い受注意欲が現れたものと考えている。

「④(市)鶴ヶ谷 116 号線舗装改修工事その 2」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、鶴ヶ谷 116 号線の舗装の改修工事のその 2 である。工事概要としては、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工及び区画線工などの道路舗装工事一式である。</p> <p>入札方式は、制限付き一般競争入札で総合評価方式簡易型 I 型（地域実績型）適用とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、建設業許可の区分を「特定及び一般」、所在地要件は、過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に「本店」を有すること、格付評点は、工事規模等から舗装工事の格付評点が 600 点以上、施工実績としては、元請として平成 16 年以降に完成した道路舗装工事としたほか、配置予定技術者の条件等を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 3 社で、3 社での郵便による入札を実施した。開札の結果、総額判断基準価格を下回った入札が 3 社、失格基準価格を下回る入札が 1 社で、最も評価値の高い奥山工業㈱を落札候補者とした。</p> <p>技術資料等の審査を経て、後日開催の総合評価委員会において、上記落札候補者を落札者と決定した。</p>

		(詳細は資料 P. 44～47 及び P.69 参照)
入札状況の概要について	委員	この事案の入札を整理すると、落札業者の入札価格は他の 2 社より高かったが、総合評価の評価項目に関する実績により、評価値で逆転して落札に至った事案である。
入札参加者が少なくなった理由について	委員	この事案は舗装改修工事であるが、入札参加者が 3 社というのは少なく感じるがなぜか。この工事がその 2 であることによるものなのか。
	事務局	この事案は、同一路線上の離れた 2 ヶ所における工事である。施工箇所が 1 ヶ所であれば、効率の良い工事が行えるが、施工箇所が離れた 2 ヶ所にあることで機械の段取り替え等も必要となる。 1 ヶ所であれば本来 1 日で終わる工事内容が、本案件では 2 日掛かり経費がかさむ工事という印象を入札参加者に与え、入札参加者が少なくなったのではないかと考えている。
使用ソフトの違いによる失格基準価格の内訳の積算の相違について	委員	入札参加者のうち(株)克栄建設の入札価格は、ヤマトワーク(有)より 1 円高いが、純工事費及び現場管理費で失格基準価格を下回り失格となっている。 舗装改修工事でもあり、確度の高い積算が比較的容易な事案だとは思いますが、積算に使用するソフトは、失格基準価格の内訳について異なるバランスで配分されるものなのか。
	事務局	各業者が使用するソフトについての詳細は把握していない。 ただし、入札の結果からは、各ソフトの積算精度は概ね高い精度であると考えられるが、使用するソフトの違いはあるのではないかと考えている。
総合評価での低評価が失格基準価格による失格につながることにについて	委員	総合評価の評価値が低くなることを自覚している入札参加業者は、入札価格を低目に設定することで、入札を少しでも有利にしようとしているのではないかと。そのことで失格基準価格を下回り、失格となっているのではないかと。
	事務局	入札に参加する業者は他者の参加状況を知ることはできないが、他工事の受注状況等から、ある程度の競争を想定していると考えられる。 失格するリスクを覚悟し入札価格を設定する業者が結果として失格を招くことは確かに否定できない。
総合評価の評価点の扱いの違いについて	委員	本事案の入札に参加していたヤマトワーク(有)の総合評価の加算点が、本委員会会議資料の案件番号③の同種の舗装改修工事の加算点と異なっている。 加算点の違いは、評価項目「テ. 過去 2 ヶ年度における維持工事等の施工実績」の評価点の違いによるものだと思うが、この評価点は年度の途中で違うこともあるということか。
	事務局	これは、工事を発注する区役所管内の工事の施工実績の取扱いと、他区における施工実績の扱いが異なるためである。 例えば、青葉区発注の工事は、青葉区管内の工事での該当評価項目の施工

		実績があれば他の区発注工事よりもこの評価項目の評価点が高く扱われるということである。
	委員	発注する区によって評価点の扱いに違いがあるということだが、工事内容が同じであるにもかかわらず、扱いに違いがあるのはなぜか。
	事務局	<p>予定価格が1千万円から5千万円の舗装改修工事への入札参加者及び落札者は、主に発注する区にある業者になることが多い。</p> <p>総合評価の評価項目では、発注区の地元業者の「チ. 緊急工事登録等への取組実績」で評価され、これに登録された業者が「ツ. 過去2ヶ年度における困難業務等の従事」及び「テ. 過去2ヶ年度における維持工事等の施工実績」の評価へ繋がる流れになる。発注区内の工事实績を積み重ねることで、発注区の工事でインセンティブを得る仕組みになっている。</p>
	委員	同じ区内の工事实績を積み重ねる方が、他の区の工事实績よりも総合評価の評価点で有利になるということか。
	事務局	一概には言えないが、基本的には業者が所在する区または支所からの発注工事を中心に据えながら、規模の大きい工事は他区でも落札を目指すことが多いと考えられる。
	委員	維持工事等の施工実績は、同じ区内で積み上げる方が有利で、他区の工事では十分には活かされず、施工実績でも同様の評価点は得られないということか。
	事務局	どの区の工事でも評価点の実績になり、発注区内の工事であれば評価点が更に上乘せされる制度である。
各区で施工業者が決まっているかについて	委員	舗装改修工事の施工業者は数多くあるが、各区で各々主に施工を行う業者が決まっているということか。
	事務局	基本的にはその通りである。ただし、泉区のように舗装改修工事を行う業者がない区では、他の区の業者が受注している。区ごとに、業者数などにばらつきがある。
本市と他の政令市の評価点の扱いについて	委員	仙台市と同規模の政令市でも、総合評価の評価点の扱いを区ごとに変えているのか。これは、一般的なことなのか。
	事務局	<p>評価点の扱いは発注者ごとに異なる。例えば、発注区に入札参加企業が所在するだけで加点評価する市もあれば、本市と同様な加点評価をしているところもある。</p> <p>本市では、発注する区道路課の意見も十分に踏まえた上で、発注区の地元業者を大切に扱う観点で制度化している。これは、日常的に行われる舗装工事では緊急性を要する場合が多く、地元業者の協力が不可欠な点にも配慮したものである。</p>
総合評価制	委員	これまでの質疑から考えて、競争をどの範囲で行わせるのかという考え方

<p>度が重視し、配慮すべき地域性の扱いなどについて</p>		<p>の整理が重要ではないか。緊急に発生する数多くの案件に機敏に対応するためには、仙台市のような制度は望ましいと考えられる。</p> <p>一方で、市内業者間の競争性を十分に働かせる上では、区としての仕切りを外した方が良いとも考えられる。</p>
	<p>事務局</p>	<p>品確法のなかには、地域精通度という地域性重視の考え方が盛り込まれており、発注区での実績に対するインセンティブはこれに対応する評価項目である。</p> <p>これは、土地勘のない別の区の業者が、緊急性の高い工事に十分に対応できるのか、あるいは、長年発注区で十分な工事实績を持つ業者をより高く評価すべきとの考えが基本にあるからである。</p>
<p>総合評価の利点を活かしながらの新規業者の育成について</p>	<p>委員</p>	<p>総合評価の利点として、実績があり地元の事情等に精通している業者への評価がある。ただし、舗装工事の入札などに地元の業者が多数、失格基準価格に近い入札価格で入札すると、新規参入業者が落札することが困難になるのではないかと懸念がある。</p> <p>今後、制度のなかに新規の業者を育てて行くような考え方や育てる仕組みを入れて行く必要もあるのではないかと懸念がある。</p>
	<p>事務局</p>	<p>本市としては、新規の工事業者が健全な育成により発展して行くことは大事なことだと認識している。新規業者が健全な努力を続けても既存業者には勝ち目がなく、報われない制度だと思われ、工事参入を諦めるといった状況を作らないことに注意を払っている。</p> <p>本市では、地域性を加味し、各区と連携して制度を運用している。新規の工事業者は、幅広い区域の工事を取り扱うよりも、地元地域の工事を大切にしながら実績を積み上げる方が、後々の評価や知名度の向上にもなり良いのではないかと考えている。新規業者育成の観点からは、各区発注の緊急工事への対応状況を重視しながら、継続して実力を付けて頂くことを狙いとした制度設計になっている。</p> <p>今後、工事発注件数の減少が予想される中で、担い手職員の確保が難しくなる状況が想定される。既存業者ばかりでなく、意欲のある新規業者の育成は極めて重要な課題である。</p> <p>特に、1千万円から5千万円までの舗装工事では、以前のくじ引きに頼った入札ではなく、総合評価の対象に加えて、緊急性の高い工事に対応して頂ける業者を重視することとしている。</p> <p>新規業者には、所在する区の工事を経験を重ね実績を積み上げ、力を付けてから幅を広げて広範囲の工事に対応して頂きたいという考えがある。現状でも、複数区で緊急工事に対応して頂いている業者もあり、業者自体の実力に見合う対応が可能な制度だと考えている。</p>

「⑥管整第 2019-40 号 口径 400 耗 福田町一丁目(福田橋)地内配水本管更新工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、福田町一丁目地内の配水本管の更新工事である。工事概要は、老朽化が進む基幹管路（水管橋）を耐震性・耐久性に優れた管路に更新するもので既設管撤去工及び付帯工など一式である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札で、総合評価方式簡易型Ⅰ型（配管工事）適用とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、建設業許可の区分が「特定」、所在地要件は、過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に「本店」を有すること、格付評点は、工事規模等から水処理施設工事の格付評点が 750 点以上、施工実績としては、元請として平成 16 年以降に完成した上水道送配水管布設工事としたほか、配置予定技術者の条件等を設定した。</p> <p>入札参加申請者数は 3 社で、3 社による電子入札を実施した。開札の結果、総額判断基準価格を下回る入札はなく、最も評価値の高い㈱日幸商會を落札候補者とした。</p> <p>技術資料等の審査を経て、後日開催の総合評価委員会において、上記落札候補者を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P. 51～54 及び P.71 参照）</p>
配置予定技術者の 3 ヶ月以上の直接雇用という条件について	委員	配置技術者の雇用条件に「3 ヶ月以上の直接雇用」とあるが、3 ヶ月以上という条件が付くのはどのような理由によるものなのか。
	事務局	予定価格が 3,500 万円以上の事案では、本庁発注工事では配置予定技術者の長期の直接雇用を重視して、3 ヶ月以上の直接雇用としているものである。
総合評価項目における「東日本大震災の緊急工事への従事実績」の今後の扱いについて	委員	<p>本事案では、落札業者と次点の業者との総合評価の評価値に関して、点数差が僅少で接近している。両業者間の総合評価の加算点の内訳を比較すると、評価項目「ト. 東日本大震災における緊急工事等の従事実績」の有無による 2 点の配点の差が大きく影響したのものとなった。</p> <p>この評価項目はいつまで有効なものとして扱われるのか。新規参入業者に長く不利に働くのはどうかという観点からも関心がある。</p>
	事務局	<p>東日本大震災の発災から、10 年を迎える節目のタイミングでこの評価項目を見直すべきだという議論はある。</p> <p>一方で、災害時の緊急対応で活躍して頂いた業者からは、相当困難な対応が即時に求められる工事でありながら、本市の要望を聞き入れて協力した実績を忘れないで欲しい、という評価項目の見直しに対する反対の意見もあが</p>

		<p>っている。</p> <p>この評価項目については、こうした意見をはじめ関係各所から意見を聴取しながら総合的に判断していきたい。10年を経過するタイミングでどのように対応するか、今後鋭意検討して参りたい。</p>
配水管更新工事の今後の見込みについて	委員	<p>本事案への入札参加者は3社しかないが、この工事は老朽化が進んだ基幹管路の更新である。今後、このような老朽化した配水管の更新工事について、工事件数の増加見込みなどを含め、対応をどのようにしていくのか教えて欲しい。工事への対応能力に懸念があるのか否かの実状も確認しておきたい。</p>
	事務局	<p>現在、配水管の老朽化に対応するための基本計画を策定中である。今後、更なる更新工事の段階的な増加が見込まれており、具体的な対応方法を検討中である。</p> <p>計画を着実に進めるために、施工業者を有効に活用しながら適切に工事を行う予定である。発注についても、民間事業者を活用するなど様々な手法を検討し採り入れて参りたい。</p> <p>今後の見込みとしては、工事をまとめることで1件あたりの規模拡大を図り、工事発注件数の増加を抑えたものになる予定である。</p>
	委員	<p>工事を大型化し、金額も高い発注にするということか。</p>
	事務局	<p>その通りである。</p>

「⑦地下鉄南北線仙台駅居室系エアハンドリングユニット更新工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、地下鉄南北線仙台駅の居室系エアハンドリングユニットの更新工事である。工事概要は、空調関係設備であるエアハンドリングユニット（居室系統）の機械・電気設備の更新工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札で、総合評価方式簡易型Ⅰ型（建築設備型）適用とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、建設業許可の区分が「特定」、所在地要件は、過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に「本店」を有すること、格付評点は、工事規模等から給排水衛生冷暖房工事の格付評点が700点以上としたほか、配置予定技術者の条件等を設定した。</p> <p>入札参加申請者数は2社で、2社による郵便での入札を実施した。開札の結果、総額判断基準価格を下回った入札が1社あったが、失格基準価格を下回った入札はなく、入札において最も評価値の高い㈱キーブランを落札候補者とした。</p>

		<p>後日、技術資料等の審査を経て、総合評価委員会における審議の結果、同社を落札者と決定したものである。</p> <p>(詳細は資料 P. 55～58 及び P. 72 参照)</p>
当更新工事の汎用性について	委員	<p>確認になるが、居室系ユニットの更新というのは、汎用性があり、多数の業者が対応可能な工事という理解で良いか。</p>
	事務局	<p>本事案のエアードリングユニットは、汎用性のある空調機器で、この工事は、一般の空調工事業者が参加可能である。</p>
入札参加資格を持つ業者数について	委員	<p>本事案の更新工事に対応可能な入札参加資格を持つ業者数は多数あるということか。</p>
	事務局	<p>入札参加資格を持つ業者数は 55 社であるが、本事案の入札への参加者数は 2 社であったということである。</p>
入札参加業者数が少なかった理由について	委員	<p>それだけ入札参加資格を持つ業者があるのであれば、もう少し入札に参加する業者を増やすことはできなかったのか。</p>
	事務局	<p>結果として、入札参加者数が 2 社に留まったのは、本事案の入札を行った時期が、本市が学校関係の冷房機器の設置を精力的に進めていた時期と重なることも関係している。本市の調査でも多くの業者がそちらの工事を優先していたことが判明している。</p> <p>交通局の地下鉄工事は、工事時間の制限もあり、工期が長くなることが、入札参加者が少なかった要因と考えている。</p>

「⑧茂庭字大堤地内ガス中圧管バルブ更新工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、茂庭字大堤地内のガス中圧管バルブの更新工事である。</p> <p>工事概要は、耐震化率向上を目的としたフランジバルブの更新工事である。契約方式は制限付き一般競争入札とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、建設業許可の区分が「一般」、所在地要件は、過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に「営業所」を有すること、格付評点は、工事規模などから土木工事または給排水衛生冷暖房工事の格付評点が 650 点以上とした。都市ガス中圧本支管工事は、仙台市ガス工事人規程第 2 条第 1 項第 1 号の規定により、ガス局から鋼管工事人の公認を受けている者が施工可能であるため鋼管工事人の公認を参加資格として設定したほか、配置予定技術者の条件等を設定した。</p> <p>入札参加申請者数は 1 社で、1 社による電子入札を実施した。開札の結果、</p>

		<p>予定価格以下であり、総額判断基準価格を下回る入札ではなかったため、仙台ガス保安工事㈱を落札者とした。</p> <p>(詳細は資料 P. 59～61 及び P. 73 参照)</p>
入札参加資格を持つ業者数について	委員	<p>本事案の入札参加者数は 1 社であるが、対象となる参加資格を有する業者数は何社か。</p>
	事務局	<p>5 社である。</p>
設備設置業者と更新業者が異なる場合の工事の難易度の差があるか否かについて	委員	<p>入札参加資格を持つ業者が 5 社ということで、入札参加が 1 社に留まったのだと思うが、本事案のような更新工事の場合は、当初バルブを設置した業者の方が工事を容易に行えるという有利な条件は存在するのか。</p> <p>あるいは、そのようなことは関係なく、更新工事を新規に受注しても何ら問題のないことなのか。</p>
	事務局	<p>ガス工事においては、更新工事の場合でも仕様書において、施工方法が細かく決められており、入札参加資格を持つ業者であれば当初設置業者か否かで工事を行うにあたって難易度が変わることはない。</p>
更新工事施工業者について	委員	<p>今回落札した業者は、バルブを最初に設置した業者とは異なるのか。</p>
	事務局	<p>資料を持ち合わせておらず即答はできないが、他の更新工事の例から言えば、違う業者になることが多い。</p>
市内本店とした場合の資格保有業者数について	委員	<p>本事案の入札参加資格としての所在地要件は「市内営業所」であるが、仮に市内本店とした場合は資格を有する業者数はどうなるのか。</p>
	事務局	<p>市内本店では 3 社である。</p>
鋼管工事人の公認資格について	委員	<p>入札参加資格では仙台市ガス工事人規程に規定する鋼管工事人の公認とあり、所在地要件が「市内営業所」で 5 社、「市内本店」で 3 社の業者資格があるとのことだが、ガス管工事で鋼管工事人の公認資格を持たない業者で工事を行う業者もいるのか、また、公認を取得することは難しいことなのか。</p>
	事務局	<p>ガス工事人の制度については、全国的にみても概ね本市と同様の制度になっている。ガス工事人制度は、技術者の配置状況などの重要な資格要件及び有効期間を 2 年間とすることで運営されている。</p> <p>鋼管工事人は溶接業務も行うため、それに対応できる技術者の配置等を届出により確認を経て公認を行うものである。それが仙台市の場合は 5 社となっている。</p>
	委員	<p>この事案では、競争原理が働く、入札参加可能な業者数は現状では最大 5 社ということか。</p>
	事務局	<p>その通りである。毎年、資格のある業者を増やすべく公募を行っているが、最近応募業者がなく現状は 5 社という状況である。</p>
	委員	<p>確認になるが、上限を 5 社に制限している訳ではなく、一定の条件を満た</p>

		せば資格を認めるが、条件を満たす応募がないため、5社に留まっているということか。
	事務局	その通りである。

「⑨(市)南小泉三丁目1号線側溝整備工事(その2)」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、南小泉三丁目の1号線側溝整備工事(その2)である。工事概要は、側溝工、集水桝・マンホール工、及びアスファルト舗装工などの側溝整備工事一式である。</p> <p>入札方式は、指名競争入札とした。本事案の入札方式の決定の経過としては、1回目に、制限付き一般競争入札として公告を行ったが入札参加者がなく取り止めとなり、次に2回目に格付評点に関する条件を緩和して制限付き一般競争入札として公告を行ったが、入札参加者がなく再度取り止めとなっていたものである。本事案は、側溝が未整備であるため、水たまりが発生し通行に支障をきたしていることから、地元より早期改善の要望があり、早急な対応が必要だと判断し、指名競争入札で行うこととした。</p> <p>指名競争入札にあたっては、技術的水準及び類似工事の施工実績を勘案した上で、「仙台市契約業者指名基準」に基づき、市内に本店を有する土木工事業業者より8社を選定したものである。</p> <p>入札の結果、指名業者8社のうち6社が辞退し、予定価格を事前に公表する中で、残る2社のうち入札価格が低額だった(有)マルアイ建設を落札者に決定した。</p> <p>(詳細は資料 P. 62～63 及び P. 74 参照)</p>
入札で不調が続いた理由について	委員	本事案は、制限付き一般競争入札として1回目及び2回目の公告を行った際に入札参加者がなかったため、取り止めとなった訳だが、不調が続いた理由には何があるのか。
	事務局	<p>不調が続いた理由としては、施工場所の問題が想定される。現場のすぐ脇には貨物線が通っており、道路幅が狭い。工事を行う際に他の車両が通る際には、都度自動車や資材を動かす必要があるなど効率が悪く不自由な場所である。</p> <p>また、施工延長が短い工事でもあり、業者にとって大きな利益が期待できないこと、更に仕上げの舗装作業は下請けが担当すると考えられる内容であり、通常より経費が掛かる点も採算上利益の圧迫要因となるので不調が続いたと考えられる。</p>
地元からの	委員	入札の取り止めが続く中で、地元からの早期改善の要望に応えた案件との

要望及び苦情への対応について		ことだが、地元の住民からの苦情などがあったということか。
	事務局	<p>本事案のような工事は、ほとんどの場合、地元住民からの要望や苦情に対応したものである。予算措置できた事案については、工事が進めば懸案が解決するという地元の期待が膨らむ一方で、業者が決まらず工事に着手できないという事態が起きることがある。</p> <p>そのような事態に対応するために、所定の手続きを踏まえた上で、指名競争入札の活用により落札者の決定を目指している。</p>
発注区と指名業者の所在地との関係性について	委員	本事案は若林区が発注した工事であるが、ちなみに落札した(有)マルアイ建設の所在地は何处か。
	事務局	若林区である。
	委員	指名競争入札を行うにあたり、業者の指名は本市の全域を対象としたものになっているのか。
	事務局	指名業者 8 社のうち、2 社の所在地は青葉区など若林区以外になっている。ただし、一般的に各区役所の発注では一定の条件を踏まえた上で、地元の業者を中心に指名する傾向が見られる。

以上のほか「全体を通しての質疑」について
特に質問はなかった。

6 その他

(1) 事務局からの説明、提案について

事務局より議案抽出委員の順番についての説明、提案を行い全委員の了承を得た。

(2) 今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ① 次回の抽出委員は田中委員に依頼する。
- ② 次回の委員会の日程は、令和 2 年 5 月 11 日（月）15 時からの予定である。

7 閉会